

令和2年5月15日

お客さま各位

得意先係による集金等外訪営業活動の再開について

真岡信用組合では、全営業店において、新型コロナウイルス感染拡大を防止するために、得意先係による集金等の外訪営業活動を自粛させていたおりましたが、国が栃木県の緊急事態宣言を解除したことから、令和2年5月14日（木）をもちまして得意先係による集金等の外訪営業活動の自粛を終了させていただきます。

本日（令和2年5月15日（金））から感染拡大防止には最大限注意を払った上で通常通りに外訪活動を開始させていただきます。お客様には大変ご不便ご迷惑をお掛けいたしました。ご協力いただき誠にありがとうございました。

今後ともご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

引き続き融資のご相談、その他各種ご相談は、随時お受けしておりますので、お気軽にお申し付けください。

以 上